

平成31年4月、 森林経営管理制度がスタートしました

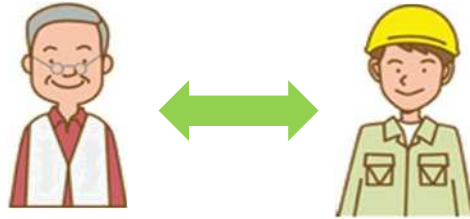


森林経営管理制度では、 森林の適切な経営・管理が求められます



森林の適切な管理とは森林の状態に応じて「植える」「育てる」
「伐る」「植える」といった作業を適時に行っていくこと

森林経営管理制度とは



これまでは森林所有者自ら、
又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加



①意向を
確認

経営管理を
委託

森林所有者

※所有者不明森林へも
対応



市・町

②林業経営に
適した森林



意欲と能力のある
林業経営者に再委託

③林業経営に
適さない森林



市・町が自ら管理
(環境税使用)

経営管理が行われていない森林について
市・町が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐシステムを構築
適切な経営や管理が行われることで森林のサイクルを支える

意向調査は市・町全域を一度にしません

現状、経営管理が行われていない山林（15年以上施業歴なし）が多い地域で、将来的に林業経営が可能になる山林にすることが見込める地域を対象にし意向調査をしていきます。

事業主体は市・町

事業主体は市・町になります。森林組合ではありません。
市・町から意向調査が送られてきてからそれに解答する形で
申込ができます。事前の申込はできませんのでご注意ください。

御浜・紀宝町は今年度実施予定 どの地区でするか検討中
熊野市は来年度以降から実施予定

意向調査があった際には、ご家族、お子さん達と山林について
相談していただき調査にご協力してください。